

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3169号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら} 松村 ^{まさお} 雅生）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った一部開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「区分所有に係る家屋調査表（特定マンション特定号室）（特定マンション特定号室がなん平方メートルであるか）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3169号】

2 諮問までの経過等

答申番号	請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3169	令和4年11月8日	令和4年11月21日	令和4年11月30日	令和4年12月28日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3169	「区分所有に係る家屋調査表（特定マンション特定号室）（特定マンション特定号室がなん平方メートルであるか）」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 按分後現況床面積及び課税に係る評価額（「備考」欄） <p>（開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため）</p> <p>旧条例第7条第2項第3号ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名欄に係る法人の名称 <p>（法人の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため）</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3169	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《固定資産税に係る事務について》</p> <p>横浜市では、原則一家屋番号ごとに家屋課税台帳兼評価調書として必要な帳簿を作成している。また、家屋の評価額の算出に当たり、横浜市固定資産評価事務取扱要領において、評価内容及び登記簿の登記事項を記録する帳票として「家屋調査表」を定め、原則一家屋番号ごとに作成しており、区分所有に係る家屋である場合は、専有部分ごとに作成している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、特定マンション特定号室の区分所有に係る家屋調査表である。</p> <p>《審査請求人が開示を求めている部分》</p> <p>審査請求書の「非公開部分の特定号室の面積の情報公開を、価税額を除き、公開請求を認める。」との記載及び「請求人は、単なる特定号室の集会所の面積の情報公開を請求したものであって」との記載からすると、審査請求人は、特定マンション特定号室の面積のみの開示を求めていると解される。</p> <p>そこで、当審査会では、按分後現況床面積のみの非開示事由該当性を検討することとする。</p> <p>《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>按分後現況床面積</p> <p>実施機関に確認したところ、按分後現況床面積とは、エントランス、エレベーター、廊下等の共用部分の面積を各部屋の床面積割合で按分し、当該部屋の不動産登記簿上の床面積に上乘せしたものをいい、同登記簿上の情報から算出することはできない。</p> <p>按分後現況床面積は、課税に係る情報として固定資産税台帳に登載されている事項であり、何人でも確認できるものではなく、所有者等の限られた者の請求があった場合に限り、その記載事項に係る証明書が交付される（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の3、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第52条の15、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第12条の5）。</p> <p>そのため、按分後現況床面積は、本件建物の各区分所有者等限られた者でなければ知り得ない、各区分所有者の財産状況に関する情報に該当する。</p> <p>したがって、按分後現況床面積を公にすると、本来明らかにされることのない各区分所有者の財産状況に関する情報が判明してしまうことになり、個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《審査請求人のその他の主張について》</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条 (第1項省略)

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(第1号省略)

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(イ省略)

(第4号から第6号まで省略)

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号)

附 則

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881